

# 技能検定職種の新設及び廃止について

## 技能検定制度とは

技能検定は、職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する制度であり、厚生労働大臣が、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成22年4月1日現在136職種である(そのうち12職種については民間の指定試験機関に試験業務を行わせている。)。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

社会のニーズ等に合わせ  
技能検定職種の見直しが必要

「平成18年度技能検定職種等のあり方に関する検討会報告書」より

### <技能検定職種を新設する要件>

- ・ 既存の技能検定職種と競合しないこと
- ・ 対象労働者が地域に限定されることなく全国的に相当数存在すること
- ・ 高度な技能や専門的知識を要するなど検定に値する職業能力が要求されること
- ・ 技能検定の対象となる職種における高度な職業能力を有する人材に対する需要が大きいこと又は増大していること
- ・ 知識及び技能を客観的に評価できること

### <技能検定職種を統廃合する要件>

検定職種の統廃合に当たっては、「技能検定を開始してから一定の年数を超えた職種であって、かつ、受検者数が特に少ない職種」を対象とする。

#### ○ 統合

- ・ 技能の内容が近接する検定職種が存在し、両者の技能に共通性が認められること、生産工程の一連性が認められることなどが必要。

#### ○ 廃止

- ・ 当該技能に対する需要や当該技能を必要とする製品の需要等が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。
- ・ 当該技能を有する人材に対する需要が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。
- ・ 技能検定試験の実施等において、業界団体等の協力が得られないこと。

「行政改革の重要方針(平成17年12月24日・閣議決定)」(抄)より

### <新設の技能検定職種の試験業務実施機関>

- ・ 技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。

今回追加する職種	今回廃止する職種
・ピアノ調律職種 ・ハウスクリーニング職種 ※ どちらも技能検定の試験業務は民間の指定試験機関が実施。	・ファインセラミックス製品製造職種 ・漆器製造職種